

市町村と県で連携して進める早期接種対象職種の基本的な考え方について

令和3年7月9日

1 県の支援の在り方

県のワクチンの接種に係る支援は、市町村が行う接種の迅速化・円滑化のための補完として行い、市町村への医療従事者の派遣、県設置の接種会場の設置、職域接種に対する支援の大きな3つの区分によるものとする。

このうち、県設置のワクチン接種会場では、職場や各種団体を単位として行うことで、県全体の接種を進めるものとする。

県設置のワクチン接種会場での受入れ職種については、ワクチンの供給量を見通したうえで、随時決定する。

2 接種職種の範囲

市町村・県が連携して次のとおり取り組む。

- ① 県は、広域性・関係性の視点を踏まえ、次の職種について、早期接種を行う。
 - ・特別支援学校教職員、高校教職員（6月末～8月中旬予定）
 - ・警察関係ほか：警察官、警察職員、自衛隊、消防学校（6月末～8月中旬予定）
 - ・交通インフラ関係：鉄道事業者、バス・タクシー・トラック事業者（6月末～9月上旬）
- ② 市町村は、高齢者施設、障がい者施設の従事者やヘルパー等の福祉サービス従事者については、希望する対象者ができるだけ8月末までに接種できるように取り組む。

併せて、県と市町村との合意の「ワクチン接種についての基本的考え方と当面の進め方（2021.6.11）」における早期接種の考え方に基づき、早期接種を行う場合には、次の職種について実施する。

 - ・小中学校教職員、保育関係、消防団、はり・灸・あんま・マッサージ業等、小売業、その他の接客業
 - ・小中学校教職員への接種に当たっては、勤務地の市町村において接種を行うことを原則とする。
- ③ 飲食業、宿泊業、理美容業は、県設置の接種会場でも受入れを検討するが、モデルナ社製ワクチンの供給量が限定的であることなどから、市町村においても早期接種の受け入れを検討する。

なお、当該業種のうち職域接種を推進する団体には、県が医療従事者の派遣等支援を検討する。

3 実施に当たっての調整

上記2の県が早期接種を行う職種については、市町村の早期接種を妨げるものではない。